

G 7 伊勢志摩サミット及び各閣僚会合における震災復興広報の概要

平成 2 8 年 4 月

復興庁

本年の G 7 伊勢志摩サミット及び各種閣僚会合において、風評被害対策を含む震災復興広報を以下の通り実施する（主にプレス・センターで実施。詳細は各会合を所管する省庁と調整する。以下は主なもの。）。

1. 復興庁が実施するもの

- （１）パネル及び動画展示（他府省庁、被災 3 県提供のものを含む）
 - ・復興の現状
 - ・風評対策（食の安全等）
 - ・海外からの支援に対するお礼
- （２）被災 3 県の食品配布
- （３）パンフレット配布
 - ・復興の現状（被災 3 県提供のものを含む）
 - ・風評対策

2. 他省庁が実施するもの

- （１）レセプション等における食材提供（農業大臣会合（新潟；農林水産省）、エネルギー大臣会合（北九州；経済産業省））
- （２）被災地訪問（財務大臣会合（仙台；財務省））

3. 自治体（被災 3 県）が実施するもの

パネル及びパンフレット

（了）